

地域型保育事業に対する支援等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定により開始した地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所における保育の質の向上を図ることを目的とした支援や指摘、助言及び法第34条の17の規定に基づき実施した指導内容に対する事後的支援（以下「支援等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域型保育事業所

地域型保育事業を行う事業所をいう。（以下「事業所」という。）

(2) 保育者

地域型保育事業における保育従事者（保育士、家庭的保育者、家庭的保育補助者等）をいう。

(3) 保育支援員

事業所を訪問し、保育に関する支援等を行う保育士をいう。

(4) 保健師

地域型事業における乳幼児の健康相談や衛生管理等の支援を行うものをいう。

(5) 管理栄養士

地域型保育事業における食事の提供に関する支援を行うものをいう。

(実施方針)

第3条 地域型保育事業において、「子供の最善の利益」が実現されるよう、「保育所保育指針」及び「西宮市地域型保育事業の安全ガイドライン」に基づく保育の実施、利用する乳幼児の健康・安全確保、その他遵守・留意すべき基準の遵守状況、並びに指摘、助言を受けての改善等が図られていることを確認する。

(実施方法)

第4条 保育支援員、保健師及び管理栄養士が、事業所を訪問して支援等を行うこととする。

2 保育支援員は、事業所に対して、定期的に訪問支援を行う。ただし、平時の保育状況を把握するため、訪問日時を通知せず行う場合がある。

- 3 保健師は、事業所に対して、必要に応じて巡回支援を行う。
- 4 管理栄養士は、事業所に対して、必要に応じて保育支援員と共に巡回支援を行う。
- 5 訪問支援に当たっては、定期的な訪問を通して保育状況を確認し、保育者から十分な聞き取りを行い、保育の質の確保、向上を目指した支援等を行う。
- 6 訪問支援については、指摘事項の有無に関わらず記録を作成し、文書をもって報告するとともに、支援等の内容、今後の方針及びその方法について、保育支援員、保健師及び管理栄養士等の関係者間で共有する。

(指摘に対する改善確認)

第5条 早急に改善が必要と認められる指摘を受けた事業所に対しては、保育支援員が、改善状況を確認するための訪問を別途行う。

- 2 早急に改善が必要と認められる指摘を受けた事業所に対し、改善が確認された以後も、その状態が維持されていることを確認するために、保育支援員等が必要に応じて随時訪問する。

(関係機関との連携)

第6条 事業所が、利用乳幼児や保護者に対する支援のために関係機関と十分な連携が図れるよう支援する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。